

# 名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター課題研究に関する規程

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、名寄市立大学コミュニティケア教育研究センター（以下「センター」という。）の目的を実現するために行う課題研究について必要な事項を定めるものとする。

(課題研究)

第2条 地域における課題発見及び解決に取り組み、地域貢献に資する研究及び事業（以下「研究等」という。）で、次の各号に該当するものを「課題研究」と称し、研究費を交付する。

- (1) コミュニティケア教育研究センター長（以下「センター長」という。）の委嘱によるもの
- (2) 地域からの要請によるもの
- (3) 地域との共同研究によるもの
- (4) 成果を地域へ還元することが期待出来るもの

(研究費)

第3条 研究費は、予算の範囲内において配分し交付するものとする。

- 2 研究費は、研究等を遂行するため直接必要となる経費のみとし、その用途は、報酬、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする。
- 3 研究費は、名寄市会計規則等関係例規に従い適正に使用しなければならない。
- 4 研究費は、交付された当該年度末までに執行するものとする。

(申請資格)

第4条 課題研究に申請できる者（研究代表者）は、名寄市立大学専任教職員とする。

(申請及び採択の決定)

第5条 申請者は、課題研究申請書（別記様式第1号）（以下「申請書」という。）をセンター長に提出しなければならない。

- 2 センター長は、前項により提出を受けた申請書の内容を審査するものとし、評議員会での承認を経て採択を決定するものとする。
- 3 センター長は、前項の規定により採択の決定をしたときは、課題研究採択決定通知書（別記様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。
- 4 申請者は、決定通知書を受けたときは、遅滞なく課題研究交付申請書（別記様式第3号）（以下「交付申請書」という。）をセンター長に提出しなければならない。

(成果の報告)

第6条 申請者は、採択決定を受けた研究等の終了時に課題研究実施報告書（別記様式第4号）をセンター長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、研究成果又は要旨をセンター年報に投稿しなければならない。ただし、センター年報以外の方法で公表する場合はこの限りではない。

(研究等の中止)

第7条 申請者は、採択決定を受けた研究等を中止したときは、速やかに課題研究中止承認申請書（別記様式第5号）（以下「中止承認申請書」という。）をセンター長に提出しなければならない。

- 2 センター長は、前項により提出を受けた中止承認申請書の内容が研究等の遂行上やむを得ないと認めたときは、当該研究等を中止することを決定し、課題研究中止決定通知書（別記様式第6号）を申

請者に通知するものとする。

(取消し等)

第8条 センター長は、次の各号に該当する場合は、研究等の採択決定を取り消し、又は研究費の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 採択決定を受けた研究等を中止した場合
- (2) 採択決定を受けた研究等を遂行する見込みがなくなった場合
- (3) 採択決定を受けた研究費について、交付申請書に記載された目的以外に使用した場合
- (4) 採択決定を受けた研究費について、この規程及び名寄市立大学における研究活動上の不正行為防止に関する規程に違反した場合

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。